

館林市こども誕生祝金事業

1 目的

次代を担う子どもの誕生に祝意を示し、健やかな成長を願うとともに、子育て家庭の負担の軽減及び少子化対策の充実を図るため、こどもが出生した世帯に対し、誕生祝金を支給する。

2 概要

- (1) 出生届後にその保護者を対象に第1子及び第2子は、新生児1人当たり1万円の金券を窓口において即日交付する。
- (2) 新生児が第3子以降の場合、1万円の金券を窓口において即日交付し、後日、更に10万円を口座振込する。

3 制度について

(1) 支給対象者

令和4年4月1日以降に出生した子ども（生まれて初めての住民登録が本市）を養育する者で、かつ、引き続き本市に在住する見込みのある者を支給対象とします。

※一時的な滞在、里帰り出産などは対象になりません。

(2) 子の数え方

- ・父母が現に養育・監護（原則同居）し、世帯内において亡くなっている子も順に含めます。
- ・現在、結婚、就職等して自立しているかたも、養育されているお子さんとして含めます。

4 申請について

- (1) こども誕生祝金支給申請書兼請求書の申請期限は、出生日から起算して60日以内になります。

※新生児が住基上、同一世帯にいない場合は、別居監護申立書が必要になります。

- (2) 世帯の住民登録情報を調査・照会及び閲覧の同意を（署名）もとめます。

5 令和4年度予算

1,200万円

〈問合せ先〉館林市役所 子育て支援課 子育て支援係（1階12番窓口）
0276-47-5135（直通）

館林市こども誕生祝金のご案内

※受付は平日8:30~17:15まで（年末年始は除く）



●お子さまのお誕生おめでとうございます●

館林市で生まれ育つお子さんの健やかな成長を願うとともに
お子さんが誕生した子育て家庭を応援するため
『館林市こども誕生祝金』を支給します。



支給対象となるお子さん

令和4年4月1日以降に出生したお子さん（生まれて初めての住民登録が館林市）

支給対象者

令和4年4月1日以降に出生したお子さん（生まれて初めての住民登録が館林市）を養育し、かつ引き続き本市に在住するお父さん又はお母さん。∴一時的な滞在、里帰り出産などは対象になりません

支給対象のお子さん	こども誕生祝金の支給額等	支給申請に必要なもの
第1子	館林市金券1万円分	<u>印鑑</u> <u>本人確認書類</u> (運転免許証など)
第2子	館林市金券1万円分	
第3子以降	館林市金券1万円分+10万円(口座振込)	上記のほか <u>振込口座の通帳</u>

☆第3子以降の考え方

以下の(1)~(3)のいずれかに該当する家庭に新たに生まれたお子さん

- (1) 2人以上のお子さんを実際に養育している
- (2) 2人以上のお子さんを出産したが、その後亡くなったお子さんがいる
- (3) 2人以上のお子さんを養育しているが、そのお子さんと別居している

※ 現在は結婚、就職等して自立しているかたも、養育されているお子さんに含みます。

詳しくはご相談ください。



支給申請手続

支給対象となるお子さんの出生日から起算して60日以内に、支給申請に必要なもの（印鑑・本人確認書類・第3子以降の場合は通帳）をご持参のうえ、子育て支援課窓口で申請してください。

〈申請・問合せ先〉 館林市役所 子育て支援課 子育て支援係（1階12番窓口）
TEL：0276-47-5135（直通） ※平日8:30~17:15